

広島県告示第九百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

鳴滝山特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市吉和町地内の市道鳴滝登山線と市道吉和一二〇号線との交点を起点として、同所から同市道を南西方に進み、尾道市と三原市との行政界との交点（鳴滝の水槽タンク）に至り、同所から同行政界を西方に進み更に北方に進み、八注池の北西方で瀬戸内海国立公園鳴滝山公園内歩道との交点に至り、同所から同歩道を東方に進み、市道鳴滝登山線との交点に至り、同所から同林道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

三川ダム特定猟具使用禁止区域

二 区域

世羅郡世羅町地内の三川ダム貯水池の常時満水位における汀線から外側百メートルの範囲の区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器